

林業・木材産業循環成長対策
変更事業構想

富山県

1 地域の概要

・本県は、本州日本海側の中央部にあり、東は新潟県と長野県、南は岐阜県、西は石川県に隣接しており、三大都市圏からもほぼ等距離に位置している。東西90km、南北76km、総面積4,248km²（国土に占める割合1.1%）と、富山市を中心に半径50kmのコンパクトでまとまりのよい県土となっている。また、日本海側の中央に位置する本県では、アジア大陸や朝鮮半島など対岸諸国との古くからの交流の積み重ねを活かし、環日本海地域の中央拠点として活発な取組みを展開している。

・北アルプス連峰などの標高3,000m級の急峻な山岳地帯と、ここに源を発する急流河川、緑につつまれた扇状地平野、水深1,000mの富山湾など変化に富んだ地形は、美しく豊かな自然環境を形成しており、植生自然度は本州随一を誇っている。

・気候は日本海側気候に属し、冬季の冬型の季節風による降雪が最も大きな特徴である。山地は世界でも有数の豪雪地帯となっている。気温は日本海を北上する対馬暖流の影響で比較的温暖であり、また、冬季の降雪が加わることから、国内でも有数の降水量の多い地域となっている。

・県土の約6割に当たる285千haが森林で、うち63%の180千haが民有林である。民有林面積の28%（51千ha）がスギを主体とした人工林で、人工林率は全国平均の46%と比べて低くなっている。また、285千haの森林のうち197千haが保安林であり、保安林率は69%と高く、全国1位となっている。

2 森林資源の循環利用確立に向けた現状、課題及び取組方針

【現状】

・県内の人工林は、9齢級以上の森林が面積では約8割、蓄積では約9割を占め、伐採可能な時期を迎えるなど本格的な利用期にある。

・県内の素材生産量は、人工林資源が充実してきたことや、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め、搬出間伐に積極的に取り組んできたことから、スギを主体に増加し、令和4年には118千m³となっている。

・スギ伐採跡地の再生林に、県が独自に開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の活用を進めている。

・かつて県内の製材業は、伏木富山港周辺に北洋材を取り扱う大規模工場が集積し、重要な地場産業となっていたが、平成19年以降のロシア政府の丸太輸出関税の引き上げにより、県内の丸太の輸入量は激減したため、北洋材を取り扱う製材工場は減少し、一部では、県産材を含めた国産材への原料転換が図られている。

・一方、県産材を取り扱う製材工場は、小規模な工場が多く、人工乾燥を導入する施設は限られており、品質表示への対応も遅れている。

・木材需要の多くを占める木造住宅においては、人口・世帯数の減少や住宅の長寿命化等により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想される。

・平成28年9月に制定された「富山県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「県産材の利用促進に関する基本計画（R4～R8）」により、県産材の需要拡大と県産材の安定供給体制の整備に積極的に取り組んでいる。

・令和5年度に、川上から川下までの関係者が広く参画する「富山県ウッド・チェンジオプロジェクト協議会」を設置し、民間建築物における木材利用の課題整理や解決策の検討、先進的な取り組みや木材利用に関する情報共有などを行い、施主である民間事業者等が木材を使いやすい環境づくりに取り組んでいる。

【課題】

・「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、健全な森林の整備の推進と持続的な林業経営に向けた施策を推進していく必要がある。

・今後も木材価格の大幅な上昇は見込めないことから、低コストで効率的な木材生産を推進し、県産材の安定供給体制を整備する必要がある。住宅分野をはじめ民間施設を含めた非住宅分野など、幅広い分野での県産材の需要拡大を推進する必要がある。

・苗木生産者の減少や高齢化が進んでいるため、新たな生産者を育成するとともに、苗木の増産体制の整備が必要となっている。

・木材需要の多くを占める木造住宅については、耐震性や品質・性能に対する消費者ニーズの高まりにより、品質・性能の確かな県産材製品の安定供給が求められている。

【取組方針】

・県産材の安定的な供給を図るため、施業の集約化や効率的な路網整備、高性能林業機械の導入により搬出間伐や主伐・再生林を進めるとともに、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」のコンテナ苗生産体制の整備により、生産性、収益性の高い持続可能な森林経営を推進する。

・県産材における品質・性能の確かな製品生産体制の支援と木材産業の体質強化を推進する。

・公共施設等非住宅分野における県産材の需要を開拓するため、CLTや重ね梁、木質耐火部材など新たな製品の普及を推進する。

3 森林資源の循環利用により目指す地域の林業・木材産業の将来像

- ・国庫補助事業や森林経営管理制度による森林整備などを計画的かつ着実にを行い、蓄積では約9割が利用期を迎えている県内人工林において、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用による齢級の平準化などにより、持続的な森林経営を行う。
- ・森林資源の循環利用と花粉症対策の一環として、県が独自開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を再造林に活用することとし、安定的に生産できる高い技術力と体制の整備を進める。
- ・森林経営が集約化され、ICT等を活用したスマート林業の導入などにより主伐面積が増加するとともに、需給情報の共有化による県産材の安定供給と住宅分野や非住宅分野における需要拡大による県産材の利用量の増加が図られるよう取り組んでいく。

4 再造林の省力化と低コスト化に関する現状、課題及び取組方針

【現状】

- ・本県では無花粉スギの植栽を県独自で支援していることから主伐後の再造林率は比較的高いが、造林作業は急傾斜地で実施していることから厳しい労働環境にあり、特に植栽及び下刈り作業が労務負担となっている。

【課題】

- ・今後、更なる主伐面積の増加が見込まれることから、作業効率化と植栽保育経費の抑制が必要不可欠である。

【取組方針】

- ・重労働となっている植栽及び下刈りの労務負担を軽減し、再造林コストを削減する観点から、植栽本数をha当り1,500本とし、植栽間隔を等間隔ではなく、列状で植栽する。また、作業にかかる時間や人工を比較することで、どれくらい現場負担が軽減され、作業効率の向上が図られるか明らかにするとともに、生育状況について分析する。

5 林業経営体の現状、課題及び育成方針

【現状】

- ・林業就業者数は、昭和55年度以降著しい減少の後に一定の歯止めがかかり、近年は500人程度で推移しつつも緩やかな減少傾向にあり、令和5年度には430名となっている。
- ・県内の森林組合は広域合併を進めた結果、平成20年には4組合となっている。
- ・個人事業主として新規参入あるいは林業事業体から独立した個人事業主が増加しており、個人事業主を経て、法人格を有する会社を設立するなどの事例も見受けられるようになっている。
- ・森林組合等林業事業体では、路網整備や高性能林業機械等の導入を進め集約化施策に取り組んでおり、近年、素材生産量が増大している。一方で、民間的林業事業体では、集約化施策を進める人材が不足している。
- ・林業労働力の確保の促進に関する法律の規定により、改善計画の認定を受けた事業主は令和7年3月1日現在で18者となっている。
- ・林業就業者の1千人あたりの労働災害発生率は、過去5年間(R1～R5)の平均値13.0となっており、全産業就業者の平均値2.7の約4.8倍と非常に高くなっている。

【課題】

- ・今後、主伐の推進と再造林及び保育面積の増加、森林管理システムによる森林整備量の増加等が見込まれることから、これらに対応する体制を整備する必要がある。
- ・県産材の安定供給を図るため、森林施策の合理化や労働環境の改善、研修による技術者の養成等を通じ、民間林業事業体の育成を図る必要がある。
- ・効率的な集約化施策を実現するため、様々な現場で異なる作業システムやICTを活用したスマート林業に対応できる、より高度な知識、技術・技能を有する現場の人材が必要となっている。
- ・林業労働災害防止のための作業改善や労働強度の軽減など、安全で快適な職場環境を整えていく必要がある。
- ・労働災害には当たらない1人親方や自ら施業する森林所有者等の事故も発生している。

【取組方針】

- ・造林に係る新規参入者を支援し、多様な担い手の確保・育成を図る。
- ・経験や役割に応じた技術研修や技能訓練を富山県林業カレッジにおいて段階的に実施し、高い生産性と安全性を確保しつつ素材生産や森林作業道整備などを行うことのできる現場技能者の育成を図るとともに、森林施策の集約化の実践や森林経営計画の作成の中核を担う「森林施策プランナー」やICTを活用したスマート林業に対応できる技術者を育成する。
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会富山県支部と連携し、林業事業体への安全巡回指導や安全指導者の育成を図り、林業労働災害の発生ゼロを目指す。
- ・小規模事業者の労働安全意識の向上を図るため、労働安全衛生用品の導入を支援する。

6 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

【現状】

- ・森林所有者の世代交代や地域に居住しない不在村森林所有者の増加等により、森林への関心が薄れ森林の境界が不明確になってきており、森林資源の循環利用や多面的機能の持続的な発揮のために必要な森林整備に支障をきたす要因になっている。

【課題】

- ・森林の持続的・効率的な経営を推進するため、森林を面的にまとめて具体的な経営方針を示す「森林経営計画」の策定を促進する必要がある。
- ・施業地の大規模集約化を進めるため、森林所有者の合意形成を図り、森林経営計画の策定ができる人材が必要となっている。

【取組方針】

- ・市町による森林経営管理法に基づいた森林の経営管理の集積・集約化の取り組みと連携し、森林経営計画の策定のために必要な森林情報の収集、合意形成に取り組む。
- ・森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく路網整備や高性能林業機械を活用した、集約化施策を進める。
- ・航空レーザ計測データにより整備した、森林資源情報や微地形情報を活用しながら施業提案や境界画定などを進め、森林所有者の合意形成を図り、森林経営計画を作成し、効率的な集約化施策を実現できる人材を育成する。

7 間伐の現状、課題及び取組方針

- 【現状】
- ・ 県内の人工林は、面積では約8割、蓄積では約9割が利用期を迎えており、森林境界の明確化等の推進により森林施業の集約化を図るとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め、積極的に搬出間伐を実施してきたことから、近年はスギを主体に素材生産量が増加している。
- 【課題】
- ・ 県産材の安定供給を図るため、間伐を一層推進する必要がある。
- 【取組方針】
- ・ 路網整備や高性能林業機械を活用した集約化施業を推進する。

8 路網整備の現状、課題及び取組方針

- 【現状】
- ・ 路網は、木材の供給や森林施業を効率的に行うための、最も重要な生産基盤として、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた整備を進めている。
 - ・ 林業専用道及び森林作業道は、令和5年度末で2,812kmを開設しており、搬出間伐や主伐など木材を効率的に運搬するために重要な役割を果たしている。
- 【課題】
- ・ 施業の集約化を進める地域、主伐を推進する地域については、林業専用道や森林作業道等を主体として、さらに高密度な路網整備を進め、林業生産コストの低減を図ることが求められている。
- 【取組方針】
- ・ 林業専用道、森林作業道については、森林資源が充実した区域等において重点的にバランスよく整備を進めるとともに、簡易で壊れにくい構造とする。
 - ・ 路網を計画する際には、航空レーザ計測により取得した森林資源情報や微地形情報等を基に、安価で林業生産性が高い線形とする。

9 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

10 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

11 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし。

12 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし。

13 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

【現状】 ・山土場での用途別の丸太の仕分けや中間土場の整備等により、木材市場を通さず加工施設へ直接納材する量が増加している。 ・県産材を取り扱う製材業者の多くは小規模で在庫を多く持たず、公共建築物などの大量注文に対し、短期間での納材が困難であるという状況にある。 【課題】 ・中間土場等を活用した用途別の丸太ストック機能の拡充、需要者のニーズに応じた県産材製材品の供給能力の向上、工務店や建築業者が県産材製材品を調達しやすい環境整備が必要となっている。 【取組方針】 ・平成30年4月に開設された「とやま県産材需給情報センター」により、森林の伐採予定量や山土場、中間土場、製材工場の在庫量などの供給情報と、建築予定物件の県産材使用量などの需要情報の共有化を図るなど、需給マッチングの円滑化を推進する。
--

14 事業実施期間

令和5年度～令和9年度

15 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標> (単位：千m³)

	(実績) 令和5年度	(目標) 令和9年度
木材供給量	110	148

※ 国産材の供給量について、直近年（度）の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー		指標	(目標) 令和9年度
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備		労働生産性（m ³ /人・日）の増加率	20%
	木材加工流通施設等の整備		地域材利用量（m ³ ）の増加率	-
	木質バイオマス利用促進施設の整備	未利用間伐材等活用機材整備	事業費当たりの木質バイオマス利用量（m ³ /百万円）	-
		木質バイオマス供給施設整備		-
		木質バイオマスエネルギー利用施設整備		-
	木造公共建築物等の整備	木造化（補助率1/2以内）	事業費当たりの木材利用量（m ³ /百万円）	-
		木造化（補助率15%以内）		-
		木質化		-
再造林の低コスト化の促進	低コスト再造林対策		人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合（%）	81%

※ 上表の指標については、別表3に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。